

## クーリングシェルターの指定と涼みどころの設置 ～暑さを凌いで熱中症のリスクを回避～

### ■ 背景と目的

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年4月に改正気候変動適応法が可決・成立し、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村長が指定出来ることとなりました。

市では、熱中症による救急搬送者数が令和4年度54件、令和5年度60件と増加傾向にあり、熱中症による健康被害を最小限に食い止めるため、暑さ指数31を超えた場合に熱中症予防情報配信を行っています。

更なる熱中症予防に資する事を目的とし、市有施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として開放します。

また、外出時に暑さを凌ぐ場として気軽に立ち寄れるよう市内のセブンイレブンを涼みどころとして開放します。

### ■ 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

気候変動適応法により新設された熱中症特別警戒アラートが発表された場合、暑熱避難施設としての開放を義務付けられる施設です。

気候変動適応法に基づき、市内の18施設を熱中症特別警戒アラート発表時に開放し危険な暑さから避難できる場所として、クーリングシェルターを指定します。

熱中症特別警戒アラート発表時以外でも、熱中症対策としての施設利用を推進します。

※熱中症特別警戒アラート：栃木県内全域で暑さ指数35を超えると予測された場合に発表

#### ・ 指定施設

本庁舎、西那須野庁舎、塩原庁舎（塩原公民館）、黒磯公民館、稲村公民館、とようら公民館、鍋掛公民館、東那須野公民館、西那須野公民館、南公民館、西公民館、三島公民館、大山公民館、ハロープラザ、那須野が原博物館、那須塩原市図書館（みるる）、那須塩原市西那須野図書館、まちなか交流センター（くるる）

#### ・ 開放可能日時

各施設の開館時間に準じて開放をします。

詳細な開放可能時間についてはホームページで公開します。

### ■ 涼みどころ

涼みどころとは、外出時に厳しい暑さを一時的に凌ぐため、誰でも気軽に立ち寄って涼むことができる場所として開放する施設です。

今回、株式会社セブンイレブン・ジャパンとの包括連携協定に基づく取組の1つとして、市内のセブンイレブン店舗を涼みどころとして開放します。

なお、市内における涼みどころの設置は、セブンイレブン店舗が初となります。

#### ・ 開放店舗

市内のセブンイレブン27店舗を涼みどころとして開放します。

### ■ 運用期間 令和6年7月1日から令和6年10月31日

### ■ 今後の展開

今後は、事業所から協力を募り、市内のクーリングシェルターと涼みどころの拡大をしていく予定です。

指定暑熱避難施設  
クーリングシェルター  
COOLING SHELTER

# 那須塩原市 クーリングシェルター



**暑さをしのぐ場としてご利用ください！**

熱中症特別警戒アラート発令時に開放する施設です。  
アラート発令時以外も  
暑いと感じた際には気軽にご利用ください。

那須塩原市

涼みどころ



那須塩原市  
Nasushiobara City



セブン-イレブン

那須塩原市と(株)セブン-イレブン・ジャパンが締結した「包括連携協定」における取組みの一環です